

### 計画期間

平成31年度から令和5年度までの5年間とします。  
なお、国内外の動向や社会情勢の変化に応じて、適切な施策の推進を図る必要が生じた場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

### 計画におけるスポーツの定義

本計画では「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目に限らず、散歩やウォーキング、ジョギング、レクリエーション、体操、幼児の遊びなど活動のレベルや内容を問わず、体を使った運動全てを含むものとします。また、「する」「みる」「ささえる」という観点も、スポーツとして捉え、市民の誰もが楽しめるスポーツを推進します。

### 計画の進行管理

PDCAサイクルにより進行管理を行い、目標の進捗状況や実施事業について、毎年度、点検・評価します。

また、適宜、所沢市スポーツ推進審議会に報告し、意見をいただくなど、継続的な改善を図り、適切な進行管理に努めます。



埼玉西武ライオンズ ©SEIBU Lions



所沢市民体育館

第2次所沢市スポーツ推進計画（概要版） 平成31年3月発行  
発行 所沢市  
編集 所沢市教育委員会教育総務部スポーツ振興課  
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
TEL 04(2998)9248  
FAX 04(2998)9167  
E-mail a9248@city.tokorozawa.lg.jp  
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>



## 第2次所沢市スポーツ推進計画

～市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、  
からだ  
身体を動かしたくなるマチ～  
【概要版】



平成31年3月  
所沢市





## 第2次所沢市スポーツ推進計画 ～市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、<sup>からだ</sup>身体を動かしたくなるマチ～

### 計画の目的

近年、スポーツは健康・体力づくりの手段としてだけでなく、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化など、スポーツが果たす社会的役割への期待が年々高まっています。また、多様化する市民意識やニーズに応えるためには、一人ひとりのライフステージに応じたスポーツプログラムの充実や情報の提供が必要です。

こうしたことから、本市の現状に即した形でスポーツに関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

### 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するもので、本市の最上位計画である所沢市総合計画の個別計画、所沢市教育振興基本計画の部門別計画として位置づけます。

国が策定したスポーツ基本計画を参酌するとともに、本市の実状に即し、所沢市総合計画が掲げる将来都市像を実現するため、様々な分野と連携した横断的な計画となるよう策定します。

### 本計画で目指す将来像

本市では、市民の誰もが日常生活の中でスポーツに親しみ、体を動かす楽しさを感じるとともに心を躍らせることができるような、心身ともに充実できるマチを目指し、スポーツ施策に取り組みます。そこで、本計画では、「する」「みる」「ささえる」という視点に加え、「もりあげる」という本市独自の方針を掲げ、基本理念を定めます。



### 【基本方針1】《スポーツをする》健康・体力づくりの推進

誰もが気軽にスポーツを楽しめるようにします。

- ①ライフステージ等に応じたスポーツプログラムの充実
- ②様々なスポーツイベントの企画を充実
- ③スポーツを通じた健康づくりを推進

### 【基本方針2】《スポーツをみる》競技会場の確保や交流機会の充実

プロスポーツの観戦や交流を通してスポーツの魅力を感じるようにします。

- ①市内プロスポーツチームと連携した事業や観戦機会の充実
- ②全国規模のスポーツ大会等に親しむ機会の支援
- ③東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ推進

### 【基本理念】

市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、身体（からだ）を動かしたくなるマチ

### 【基本方針3】《スポーツをささえる》スポーツ活動の支援と環境整備

スポーツ団体や指導者の育成と支援を充実させスポーツを支えます。

- ①スポーツ関連団体との連携
- ②スポーツ指導者やボランティア等の支援
- ③スポーツ環境の整備・充実

### 【基本方針4】《スポーツをもりあげる》スポーツに触れる機会の充実

様々なスポーツを通して市や地域を盛り上げます。

- ①優秀選手及び団体に対する支援や表彰の充実
- ②スポーツ情報の発信を充実
- ③スポーツを通して地域を活性化



【取組目標】 スポーツ参画人口を拡大し、スポーツを楽しむ市民を増やします!!

